

令和7年1月15日

# お知らせ

課名	総務部財政課	課名	教育庁 特別支援教育課
担当	原、田井	担当	本井、万波
内線	2501, 2502	内線	4921, 4928
直通	086-226-7231	直通	086-226-7587

## 新設岡山盲・聾学校新校舎等整備事業に係る総合評価について

このことについて、大規模施設建設事業評価要綱に基づく大規模事業調整会議において、事業の方針を決定しましたのでお知らせします。

なお、事業の方針を取りまとめました「総合評価書」については、次のとおり公開します。

### 記

#### 1 評価の経緯

令和6年10月31日 事業評価委員会開催

11月15日 事業評価調書の公開・県民意見の募集（12月14日まで）

12月26日 大規模事業調整会議の開催

#### 2 事業の方針

「総合評価書」のとおり

#### 3 公開場所

「総合評価書の公開場所等について」のとおり

## 総合評価書

事業名：新設岡山盲・聾学校新校舎等整備事業

担当部局：教育庁特別支援教育課

### 1 事業実施の必要性について

- 岡山盲学校、岡山聾学校について、主な施設は、それぞれ築40～50年程度が経過し、老朽化が進んでいることに加えて、岡山盲学校は、土砂災害の危険性がある土地であるほか、最寄りのバス停から距離があり、岡山聾学校については、約半分の建物がコンクリート圧縮強度不足の状況にあるなど、安全面で不安がある状況を早急に改善する必要がある。
- いずれの学校も、施設建設当時から児童生徒等数が大きく減少し、施設の規模が過大になってきているほか、集団での学習活動の実施が難しい状況であると認められ、今後も一定規模の集団による多様な学習活動を行っていくためには、学習環境の再構築が必要である。
- 視覚障害教育・聴覚障害教育の両部門を併設した新しい一体型の学校を整備することは、こうした課題を総合的に解決する方策として合理的であり、また、それぞれの学校で改修工事を実施する場合と比べて、改修費等の節減にもつながる。

### 2 事業効果について

- これまで、岡山盲学校及び岡山聾学校が行ってきた高い専門性に基づいた視覚障害教育、聴覚障害教育の継承を図りつつ、安全な教育環境を整備することができる。
- 障害特性の異なる児童生徒等同志の交流の機会が増え、教育的効果が期待できる。

### 3 施設整備の内容について

- 岡山聾学校の敷地内に新校舎等を整備することとし、普通教室棟や特別教室棟、給食調理場棟、寄宿舎棟等を配置する。
- 障害特性の異なる児童生徒等が同じ敷地内で学校生活を過ごす状況を踏まえ、基本的な生活空間の分離や動線の工夫などにより、児童生徒等が安心して教育を受けることができる環境を整備する。

### 4 財政負担額について

- 整備事業費及び管理運営費については事業内容に鑑みれば概ね妥当な水準と認めるが、必要な施設・設備等は整備しつつ、可能な限りのコストの縮減に努める。

### 5 事業手法等について

- 県立学校という性質上、県が責任を持って主体的に事業を進める必要があることから、県直営により事業を実施する。

### 6 その他

- 県民から寄せられたご意見については、別紙のとおりであった。

### <総合評価>

事業評価委員会の意見や議会での議論、県民からの意見を踏まえ、総合的に検討した結果、次の方針により事業を進めることとする。

- 令和7、8年度に基本・実施設計を行い、9年度に工事に着手し、12年度の開校を目指す。
- 事業費及び管理運営費の精査を進めるとともに、障害特性の異なる児童生徒等が同じ敷地で学校生活を過ごすために必要な配慮について、他県における先進事例も踏まえ、さらなる検討を進める。

## 事業評価委員会意見書

## 1 事業を実施する必要性について

- 岡山盲学校、岡山聾学校について、主な施設は、それぞれ築40～50年程度が経過し、老朽化が進んでいることに加えて、岡山盲学校は、土砂災害の危険性がある土地であるなど、安全面で不安がある状況は早急に改善すべきである。
- いずれの学校も、施設建設当時から児童生徒等数が大きく減少し、今後も減少していく可能性がある中で、一定規模の集団による多様な学習活動を行っていくための教育環境づくりが必要である。
- 視覚障害者教育・聴覚障害者教育の両部門を併設した新しい一体型の学校を現在の岡山聾学校の運動場に整備することは、こうした課題を総合的に解決する方策として合理的であり、また、それぞれの学校で改修工事を実施する場合と比べて、改修費等の節減にもつながるものであり、妥当である。
- なお、障害特性の異なる児童生徒等が同じ敷地で教育を受けることについて、現時点の整備の方針でも相応の配慮はなされているが、他県における先進事例も踏まえながら、さらに検討を進めてほしい。

## 2 施設の規模、機能等について

- 今後の児童生徒等の在籍見込み等を踏まえた規模であり、概ね妥当である。
- 各建物について、日当たりや安全面にも配慮するなど、適切な配置となるよう引き続き検討してほしい。

## 3 財政負担額と効果の比較について

- 事業内容に鑑みれば概ね妥当な水準と認められるが、今後も物価上昇が続くと見込まれるため、必要な施設・設備等は整備しつつ、コストの削減に向け、工夫を続けてほしい。

## 4 事業手法等について

- 県立学校という性質上、県が責任を持って主体的に事業を進める必要があるため、PFIの手法を用いないことは妥当である。
- なお、民間事業者への委託については、周辺の学校との共同委託の可否など、運営コストのさらなる削減につながる方法を検討してほしい。

## 施設整備に関する総合意見

- 本事業計画について、事業の必要性及び緊急性が認められ、内容も概ね妥当であると考ええる。
- ただし、できるだけ事業費及び管理運営費の低減を図り、費用対効果の最大化が図られるよう努めるべきである。
- また、いずれの学校も老朽化がかなり進んでおり、安全面に不安のある状況にあるため、現在予定しているスケジュールで整備ができるよう努めるべきである。

**「新設岡山盲・聾学校新校舎等整備事業」事業評価調書**  
パブリック・コメントの実施状況等について

**1 パブリック・コメントの状況**

- (1) 実施期間 令和6年11月15日(金)～12月14日(土)  
(2) 意見等の件数 35件(10人)

**2 主な意見と県教育委員会の考え方**

(1) 事業実施の必要性

①政策課題等

	意見の要旨	県教育委員会の考え方
1	<p><b>【交流及び共同学習の推進】</b> 視覚障害と聴覚障害の児童生徒等が、お互いの障害を理解する意義はあるが、教員の負担の大きさと比べて教育効果は低いため、通常の学校の児童生徒等との交流や、通常の学校との合併を進めた方がよい。 &lt;複数意見(同趣旨のものを含む)&gt;</p>	<p>交流及び共同学習の実施に当たっては、他県における先進事例も踏まえるとともに、教員の専門性や負担も考慮しながら、段階的、計画的に進めてまいります。 また、通常の学校との合併については、現在は検討していませんが、インクルーシブ教育の視点から、今後の研究課題と考えております。</p>
2	<p><b>【交流及び共同学習の推進】</b> 視覚障害者と聴覚障害者とはコミュニケーションが困難であるため、統合したとしても集団的な学習を保障することにはならない。</p>	<p>運動会や文化祭等の学校行事について、コミュニケーション上の困難に配慮しながら集団的な学習に取り組んでまいります。</p>
3	<p><b>【交流及び共同学習の推進】</b> 岡山盲学校では学校近くの点字ブロック発祥の地の石碑を通じて地元中学校と交流を行っていたが、できなくなることは残念だ。</p>	<p>近隣の学校との交流等については、これまでの経緯も踏まえて進めてまいります。</p>

②施設整備を行わない場合の問題点等

	意見の要旨	県教育委員会の考え方
4	<p><b>【施設整備を行わない場合の問題点】</b> 児童生徒等の実態の多様化に伴い、普通教室、特別教室の数も相当数必要であり、現在の学校規模が過大とはいえない。</p>	<p>児童生徒等の在籍数が既存施設整備時の20～30%程度に減少していることや、教室の利用実態等を踏まえると、現在の施設規模は過大であると考えております。</p>
5	<p><b>【代替方法の検討状況】</b> 費用面を中心とした効率化の検討による岡山盲学校、岡山聾学校の一体化には反対である。</p>	<p>費用面だけでなく、教育活動上の課題も含め、教育環境の再構築について総合的に検討を行った結果、一体型の学校を整備する方針としたものです。</p>

③県が事業主体となる理由等

	意見の要旨	県教育委員会の考え方
6	<p><b>【県が事業主体となる理由等】</b> 学校教育法に基づき県事業としているが、新設校であるため、政令市、中核市、その他市町村と財源を含め役割分担を協議するべきだ。</p>	<p>形としては新設校になりますが、経緯は、県内全域を対象とした既存の県立学校を統合するものであることから、引き続き、県が事業主体となるものです。</p>

#### ④施設整備の緊急性等

	意見の要旨	県教育委員会の考え方
7	<p>【施設整備の緊急性等】</p> <p>岡山盲学校は駅等から遠いことを補うためスクールバスが運行されている。最寄りのバス停からは点字ブロックや音響式信号機も設置されており、危険とはいえない。</p> <p>土砂災害の危険性については、防護壁の設置などで対応すればよい。</p>	<p>施設の老朽化、土砂災害の危険性、通学上の課題等も含め、総合的に検討を行った結果、岡山聾学校の現敷地に整備する方針としたものです。</p>

#### (2) 施設の規模、機能の必要性

	意見の要旨	県教育委員会の考え方
8	<p>【施設利用者の範囲】</p> <p>施設利用者の範囲及び通学区域を「県内及びその周辺地域（広島県福山市、兵庫県上郡町、香川県直島町など）」と改めてほしい。</p>	<p>既存校の教育活動を継承することから、これまで同様の施設利用者の範囲等を示しておりますが、引き続き、希望者の個別の事情を確認の上、適切に対応してまいります。</p>

#### (3) 事業手法のあり方（PFI手法の導入等）に係る検討経緯

	意見の要旨	県教育委員会の考え方
9	<p>【検討内容及びその結果】</p> <p>財源や設置学部、事業手法についての検討結果を公表してほしい。</p>	<p>民間事業者による特別支援学校の運営ノウハウが蓄積されていないことを踏まえて、既存校の教育活動を継承し、国庫補助金や県債を活用する県単独の公設公営事業とするものです。</p>
10	<p>【検討内容及びその結果】</p> <p>給食・舎食の提供は児童生徒等の障害の状況・疾患の状況の多様化に対応できるよう、民間委託ではなく自校方式で行ってほしい。</p>	<p>給食調理場を自校の敷地内に整備し、調理業務を民間委託する方式については、肢体不自由部門等を有する他の県立特別支援学校においても導入実績があり、適切に運営されていることから、新設校についても同様の方式で民間委託する方向で検討してまいります。</p>

#### (4) 施設整備計画

	意見の要旨	県教育委員会の考え方
11	<p>【基本方針】</p> <p>基本的な生活空間の分離や動線の工夫をきちんと行ってほしい。</p> <p>&lt;複数意見（同趣旨のものを含む）&gt;</p>	<p>児童生徒等が安心して教育を受けることができる安全な環境を整備してまいります。</p>
12	<p>【設置学部】</p> <p>聴覚障害教育部門と同様に視覚障害教育部門にも幼稚部を設置してほしい。</p> <p>幼児期から集団生活の中で点字教育や療育などの支援を受けることは大切である。</p> <p>&lt;複数意見（同趣旨のものを含む）&gt;</p>	<p>現在、岡山盲学校において支援対象となる幼児や小学部児童が少数であることを踏まえると、新設校での視覚障害教育部門の幼稚部設置は困難ですが、障害のある幼児や保護者等に対する幅広い教育的支援の充実を図るため、センター的機能を発揮できる学校を整備してまいります。</p>
13	<p>【スクールバス】</p> <p>通学しやすいよう、スクールバスの増便等を行ってほしい。</p> <p>&lt;複数意見（同趣旨のものを含む）&gt;</p>	<p>スクールバスの運行形態については、利用者のニーズを踏まえ検討してまいります。</p>

14	<p>【施設規模等】</p> <p>必要に応じ特別支援学校設置基準を上回るゆとりあるものとするとともに、特別支援学校施設整備指針の内容が十分に反映された、安全安心な施設にしてほしい。</p>	<p>特別支援学校設置基準及び特別支援学校施設整備指針に基づき、教育環境を整え、視覚障害及び聴覚障害に対応した安全安心な施設としてまいります。</p>
15	<p>【建物（構成）】</p> <p>音楽室や美術室などの特別教室を可能な範囲で複数設置してほしい。</p>	<p>使用頻度等を踏まえて、特別教室の数を検討してまいります。</p>
16	<p>【建物（構成）】</p> <p>保健室は視覚障害教育部門棟、聴覚障害教育部門棟それぞれに設置し、養護教諭もそれぞれに配置してほしい。</p> <p>&lt;複数意見（同趣旨のものを含む）&gt;</p>	<p>保健室は視覚障害教育部門と聴覚障害教育部門の間に十分な広さを確保して配置し、養護教諭が全校に対応できるよう工夫してまいります。</p> <p>職員配置については、開校時の状況を踏まえ、検討してまいります。</p>
17	<p>【建物（構成）】</p> <p>理療科の認定基準（省令）に定められた実習室を設置してほしい。特に臨床実習室は校外からの患者が出入りしやすい場所に設置してほしい。</p> <p>&lt;複数意見（同趣旨のものを含む）&gt;</p>	<p>理療科の実習室は授業の利便性を確保するため、高等部本科や専攻科の普通教室付近へ配置します。</p> <p>また、臨床実習室は一般の方の来訪の利便性を確保できる場所に配置する方向で検討してまいります。</p>
18	<p>【建物（構成）】</p> <p>体育館や運動場、食堂は両部門それぞれで使用するため複数設置してほしい。</p> <p>&lt;複数意見（同趣旨のものを含む）&gt;</p>	<p>体育館や運動場、食堂を複数設置することは困難ですが、教育活動に支障がないよう、校内運用ルールの工夫を検討してまいります。</p>
19	<p>【整備スケジュール】</p> <p>現在の岡山盲学校の校歌は、視覚障害教育と聴覚障害教育が義務化された際に作られたもので、一つの学校を意識した内容であり、歌詞の中に「盲学校」や「聾学校」という言葉はないため、学校が一つになっても使ってほしい。</p>	<p>新しい校歌の決定と現在の各校の校歌の取扱いについては、関係する皆様の意見を踏まえ検討してまいります。</p>

## 総合評価書の公開場所等について

・岡山県ホームページ（総務部財政課）

・備え付け

岡山県教育庁特別支援教育課	岡山県庁西庁舎 5階
県政情報室	岡山県庁 4階
備前県民局	岡山市北区弓之町 6-1
備前県民局東備地域事務所	和気郡和気町和気 487-2
備中県民局	倉敷市羽島 1083
備中県民局井笠地域事務所	笠岡市六番町 2-5
備中県民局高梁地域事務所	高梁市落合町近似 286-1
備中県民局新見地域事務所	新見市高尾 2400
美作県民局	津山市山下 53
美作県民局真庭地域事務所	真庭市勝山 591
美作県民局勝英地域事務所	美作市入田 291-2
きらめきプラザ	岡山市北区南方 2-13-1
岡山県立図書館	岡山市北区丸の内 2-6-30
岡山県立岡山盲学校	岡山市中区原尾島 4-16-53
岡山県立岡山聾学校	岡山市中区土田 51